

P T A業務提携契約書

広島市立●●学校P T A（以下「甲」という）と広島市立●●学校（以下「乙」という）とは、次のとおりP T A業務提携契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、本件に基づき、甲がなすべき業務の一部（以下「本件業務」という）を提携し、乙はこれを受託する。

2 本件業務は、以下のとおりとする。

- ① P T A会費の徴収に関する事務
- ② 通帳、印鑑の管理及び出入金に関する事務
- ③ 甲が発行する文書等の会員への配布
- ④ 会員が甲に提出する文書の回収
- ⑤ 会員へのメールの送受信
- ⑥ その他、甲乙間で協議した業務

第2条（業務遂行上の義務）

乙は、甲と緊密に連絡をとり、本契約に定められた各条項を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行する。

第3条（契約期間）

本契約の期間は、当該年度の3月31日までの1年間とする。

2 期間満了の3か月前までに、契約を更新しない旨の書面による意思表示が当事者の一方から相手方になされないときは、本契約は、同一条件でさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第4条（業務の対価）

乙の本件業務に対する対価は、無償とする。

第5条（権利の帰属等）

提携業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

第6条（秘密保持義務）

乙は、本契約に基づき知り得た甲に関する運営上、技術上の一切の事項を営業秘密として保持し、これを第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、自己の役職員に対しても、本条に基づく秘密保持義務を遵守させるものとする。

3 乙は、本契約終了後も本条の義務を負うものとする。

第7条（個人情報に関する取扱い）

個人情報秘密として保持し、第三者に提供、開示、漏洩等してはならない。

2 個人情報を業務の目的以外の目的に利用してはならない。

第8条（再提携の禁止）

乙は、甲の書面による承諾のない限り、本件業務を第三者に再提携してはならない。

第9条（契約上の地位の移転等の禁止）

いずれの当事者も、本契約に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を相手方当事者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転または第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。

第10条（協議）

この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙間で協議する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）

広島市立●●学校PTA

会 長

⑨

（乙）

広島市立●●学校

校 長

⑨